

VISUAL 情報

納
税

町 県 民 税 1 期 國民健康保険税 2 期

お知らせ 住民税均等割額が 変わります

地方税法の改正により平成16年度より町民税均等割額が2千円から3千円に変更となります。

改正前 町民税 20000円

県民税 10000円
合 計 30000円

改正後 町民税 30000円
県民税 10000円
合 計 40000円

▽問い合わせ 役場税務課税務係
☎ 59-3111 (内線131)

農業所得の申告準備は
○整理・記録保存を
○お願いします
農業所得の申告は、住民税申告時に申告していただいて

偏見や差別を解消し、ハンセン病であった方々やそのご家族が安心して生活できるよう、みんなで社会復帰を支援しましょう。

また、県ではハンセン病に対する正しい知識の普及啓発会などの各種啓発事業を実施し、ハンセン病であった方々への偏見・差別を解消し、社会復帰を支援することとしています。

6月は土砂災害防止 月間です

土砂災害の多くは、雨が原因となることがあります。本県では、これまで毎年の土砂災害が発生し、多くの尊い人命や大切な財産が失われています。

梅雨や台風など雨が多くなるこの時期に、土砂災害に対する防災知識の普及などを図るため、6月は「土砂災害防止月間」となっています。

町営住宅入居者募集

町建設課では、下記のとおり町営住宅の入居者を募集しています。詳細については、お問い合わせください。

募集住宅 岩之上団地 2戸

募集期間 随時

▽問い合わせ 役場建設課管理係

☎ 59-3111 (内線229)

くらしのカレンダー 6月

日	曜	行 事 予 定	日	曜	行 事 予 定
4	金	日本脳炎予防接種3歳児4歳児脱漏※	20	日	家庭の日、ジョギングウォーキングデー
5	土		21	月	3町合併協定書調印式、健康相談日 ポリオ生ワクチン投与脱漏
6	日		22	火	
7	月	健康相談日、巡回健康診査結果報告会(神子) 子牛セリ市(～8日)	23	水	
8	火	巡回健康診査結果報告会(鶴田)	24	木	母子相談日、あそびの広場
9	水	巡回健康診査結果報告会(柏原)	25	金	
10	木	巡回健康診査結果報告会(紫尾)	26	土	高校生クラブ・父母の会合同講演会
11	金		27	日	
12	土		28	月	健康相談日
13	日		29	火	2歳6か月児歯科検診
14	月	健康相談日、ポリオ生ワクチン投与	30	水	
15	火	二種混合予防接種(柏・紫小6年)	1	木	巡回健康診査結果報告会脱漏(神子・鶴田)
16	水		2	金	巡回健康診査結果報告会脱漏(柏原・紫尾)
17	木	二種混合予防接種(鶴小6年)、3歳児健康診査	3	土	
18	金	リハビリ教室	4	日	
19	土	青少年健全育成の日	5	月	健康相談日、1歳6か月児健康診査

※脱漏・・・前回開催されたとき、参加または受診できなかった方のために行われるものです。

おりますが「水稻所得標準」は他の農作物と同様に15年産から廃止となつており、実際の収入金額から必要経費を差し引く「収支計算による申告」をしていただくことになります。

申告に備えて収入金額の証明書や必要経費の領収書等をしっかりと整理・記録保存されるようお願いします。

▽問い合わせ 役場税務課税務係
☎ 59-3111 (内線131)

宮之城敬老園の移管 先を募集します

宮之城敬老園は、昭和34年に開設し、身体的・社会的にあるいは経済的に自宅での生活に困つておられる高齢者の方が、生活の場として入園生活を送つていただく施設として、その役割を担つてしましました。この度、行政改革推進の一環として宮之城敬老園を民間の社会福祉法人に移管(譲渡)、移管先を募集します。

▽応募の資格
社会福祉施設を運営している社会福祉法人か宮之城敬老園を運営する

園を運営するため新たに社会福祉法人を設立しようと/orの方で、宮之城町・鶴田町・薩摩町のいずれかに住所を有する人。

△移管の条件

(1)現在の入所者全員を受け入れ、今後においても定員70人までの受け入れ体制を整えること。

(2)建物、工作物及び物品は、すべて無償譲渡とする。ただし、土地は有償譲渡とし、価格を3974万1000円とする。

(3)温泉施設の利用状況については、協議のうえ決定。

(4)町職員以外の職員については、本人の意向を踏まえその雇用に配慮すること。

(5)施設の見学及び運営等についての質問等も受けますので、事前に敬老園へ連絡してください。

▽施設案内
平成16年7月15日(木)
保健福祉課高齢障害係
☎ 53-1111 (内線120)

宮之城敬老園
☎ 55-9850
宮之城敬老園

△経営安定特別相談室 △経営安定のための商工会事業について

商工業者の経営危機を回避し倒産を未然に防止するため、鹿児島県商工会連合会は、国の特別事業に係る「経営安定特別相談室」を設置しております。

この相談室では、弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士などの専門家が、無料で指導や助言を行っています。

ご相談の申込み、相談内容は、秘密厳守されます。

経営が不振に陥りいる気配があるなら、早期に適切な手を打つことが重要です。ためらわず、早めにご相談ください。

▽問い合わせ 鶴田町商工会
☎ 59-2113

住宅金融公庫では、融資の返済でお困りになつた場合でも、安心して今後の返済

住宅金融公庫では、融資の返済でお困りになつた場合でも、安心して今後の返済

住宅金融公庫では、融資の返済でお困りになつた場合でも、安心して今後の返済

住宅金融公庫では、融資の返済でお困りになつた場合でも、安心して今後の返済

住宅金融公庫では、融資の返済をお

を継続できるように、返済相談を承っております。
また、お客様とのご相談により、返済期間の延長などお客様の状況に応じた返済方法の変更にも柔軟に対応しておりますので、現在ご返済中の金融機関か住宅金融公庫南九州支店まで、お気軽にご連絡ください。

▽問い合わせ 住宅金融公庫南九州支店
債権管理課
☎ 096(387)3706
6月20日(日)から6月26日(土)までは、「ハンセン病を正しく理解する週間」です。

ハンセン病は治る病気です。
○遺伝病ではありません。
○感染力の極めて弱い細菌による病気です。

ハンセン病は治る病気です。
○早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
○わが国には感染源になるものはほとんどありません。身体の変形は後遺症にすぎませ

ます。

▽問い合わせ 住宅金融公庫南九州支店
債権管理課
☎ 096(387)3706
6月20日(日)から6月26日(土)までは、「ハンセン病を正しく理解する週間」です。

ハンセン病は治る病気です。
○遺伝病ではありません。
○感染力の極めて弱い細菌による病気です。

ハンセン病は治る病気です。
○早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
○わが国には感染源になるものはほとんどありません。身体の変形は後遺症にすぎませ

ます。

ハンセン病は治る病気です。
○遺伝病ではありません。
○感染力の極めて弱い細菌による病気です。